

三重県公正入札調査委員会条例第二条の工事等を定める規則

三重県公正入札調査委員会条例（平成十一年三重県条例第四十九号）第二条に規定する工事等は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 設計金額三億円以上の建設工事
- 二 設計金額五千万円以上の測量委託業務、設計委託業務等
- 三 その他知事が特に必要と認めた工事等

附 則

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。